

アプリのプライバシー保護に向けた 取り組み

JSSEC技術部会アプリケーションWGリーダー／KDDI株式会社 竹森 敬祐

- ・アプリケーション・プライバシーポリシー作成Gリーダー／KDDI株式会社 磯原 隆将
- ・情報収集モジュール調査Gリーダー／ネットエージェント株式会社 杉浦 隆幸
- ・アプリケーション解析Gリーダー／日本電信電話株式会社 名雲 孝昭

背景0 スマホ向けアプリの第三者検証の必要性

総務省、スマートフォン・プライバシー・イニシアティブ(SPI)、2012年8月 http://www.soumu.go.jp/main_content/000171225.pdf ⇒ **スマホ・アプリからの利用者情報の送信に関する透明性の確保**

竹森敬祐、磯原隆将、川端秀明、窪田歩、高野智秋、可児潤也、西垣正勝、”アプリ/コンテンツ向けプライバシーポリシーの第三者検証フレームワーク”、情報処理学会、第62回CSEC研究会、2013年7月

調査時期	2011年8月	2012年4月	2013年2月
対象:人気上位の無料アプリ	400アプリ	100アプリ	100アプリ
利用者情報を送信するアプリ	45%(181/400)	81%(81/100)	63%(63/100)
何らかのプラポリを開示	13%(24/181)	19%(15/81)	57%(36/63)
	—	—	25%(16/63)
	9%(17/181)	3%(2/81)	11%(7/63)
	—	—	0%(0/63)

“—” SPI公表前につき未調査



総務省、SPIII、2013年9月、http://www.soumu.go.jp/main_content/000236366.pdf

⇒ **アプリから外部送信される利用者情報と、アプリ・プライバシーポリシーとの整合性の確認に必要な検証基準等、多数の関係者が受入可能な共通的なものを検討・運用**

JSSEC 課題1) アプリ・プライバシーポリシーの普及
 課題2) 正確な記載の促進
 課題3) 第三者検証

⇒ アプリ・プライバシーポリシー作成G
 ⇒ 情報収集モジュール調査G
 ⇒ アプリ解析G

背景1

JIPDEC プライバシーマーク推進センター、(スマートフォン等のアプリケーション配信事業者対象) 利用者情報の取扱い、アプリケーション・プライバシーポリシーについて、2014年1月。
<http://privacymark.jp/news/2014/0114/>

ホーム > お知らせ2014年一覧 > (スマートフォン等のアプリケーション配信事業者対象) 利用者情報の取扱い、アプリケーション・プライバシーポリシーについて

(スマートフォン等のアプリケーション配信事業者対象)
利用者情報の取扱い、アプリケーション・プライバシーポリシーについて

平成26年1月14日
一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)
プライバシーマーク推進センター

今日、急速に普及しているスマートフォン (スマートフォンと同等の機能を有するタブレット端末も含む) には、行動履歴や通信履歴等の様々な利用者情報が蓄積されています。それらの利用者情報に対してアプリケーションがアクセスして外部へ送信しているにもかかわらず、当該利用者情報の利用目的等が不明瞭なケースがあります。

このような問題に対処するため、関係省庁や関係機関では、内外の動向も踏まえて精力的に議論を行っており、平成24年8月に、総務省から「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」が公表されました。

これを受け、平成24年10月に、スマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会 (SPSC) が発足し、平成25年7月には、SPSCでの議論も踏まえた「スマートフォン プライバシー イニシアティブII」が公表されました。

JIPDEC及びプライバシーマーク指定審査機関においても、プライバシーマーク制度におけるスマートフォン等の利用者情報の取扱いを検討し、その結果を踏まえ、プライバシーマーク指定審査機関である一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム (MCF) が、平成26年1月14日、「モバイルコンテンツ関連事業者のための個人情報保護ガイドライン 第2版」を公表しました。

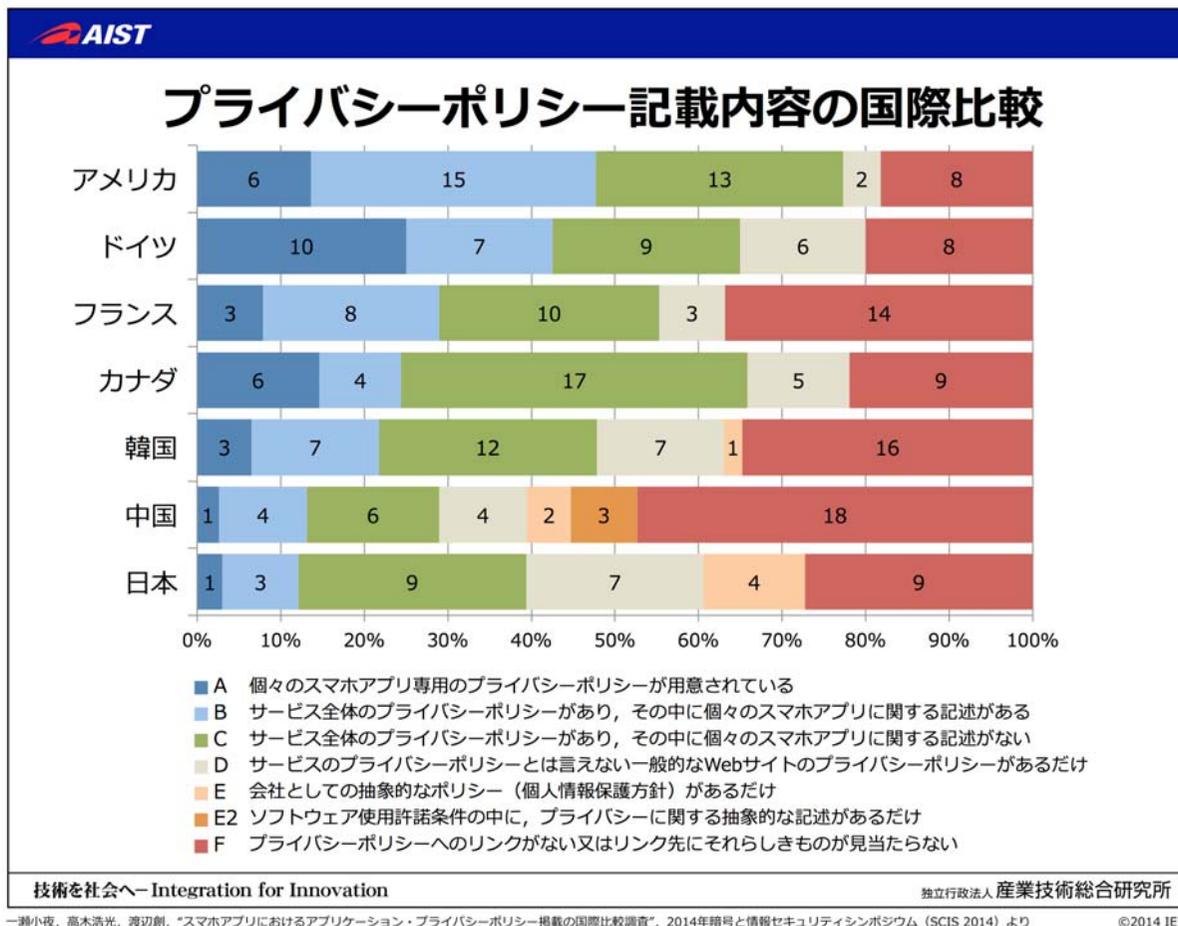
アプリ事業者、情報収集モジュール事業者に対して、

- ・利用者情報の安全な取り扱い
- ・プライバシーポリシーの通知又は公開

が求められている。

背景2 アプリ向けプライバシーポリシーの掲載状況

一瀬小夜、高木浩光、渡辺創、“スマホアプリにおけるアプリケーション・プライバシー・ポリシー掲載の国際比較調査”，電子情報通信学会、暗号と情報セキュリティシンポジウム(SCIS 2014)、2014年1月。
<https://staff.aist.go.jp/takagi.hiromitsu/paper/scis2014-3D1-1-ichinose-dist.pdf>



日本のアプリ・プライバシーポリシーの普及率は調査した7カ国中最下位

<https://www.risec.aist.go.jp/files/project/privacy-ja/scis2014-3D1-1-ichinose-fig-a.png>

背景3 情報収集モジュールのプライバシーポリシー状況

渡邊華奈子、大月勇人、瀧本栄二、毛利公一、川端秀明、竹森敬祐、“スマートフォンアプリケーション向け広告ライブラリのプライバシーに関する実態調査”，電子情報通信学会、暗号と情報セキュリティシンポジウム(SCIS 2014)、2014年1月。

情報収集モジュールから送信される固有IDと、モジュール・プライバシーポリシー記載のケーススタディー

広告ライブラリ	送信を検知した固有ID	プライバシーポリシー内の固有ID取得記述の有無
A	OS生成_ID	なし
B	OS生成_ID	あり
C	IMEI	プライバシーポリシーなし
D	OS生成_ID	あり
E	なし	なし
F	OS生成_ID	あり
G	なし	あり
H	OS生成_ID	あり
I	OS生成_ID	あり
J	IMEI, IMSI, ICCID	プライバシーポリシーなし

5/10件は送信情報について正しく説明されており、2/10件はランダムもしくは独自IDを使っていると推測。

活動3Gの紹介

■ アプリケーション・プライバシーポリシー作成G

- ◆ アプリ・プライバシーポリシーの開示率が低い中、実際に開示が求められるケース、開示・承諾の手順、解りやすいフォームの事例などを、技術視点から考察する。

■ 情報収集モジュール調査G

- ◆ アプリ・プライバシーポリシーの作成や、アプリの第三者検証を行う際に、情報収集モジュールに関する知識が必要になる。まずは、情報収集モジュールの事前調査に取り組む。

■ アプリケーション解析G

- ◆ アプリのプライバシーポリシーの記載内容と、実際に送信される情報との整合性を検証する第三者検証の必要性が議論される中で、解析技術の普及、解析者に求められる技術レベルや精度について考察する。